



消費税等更正処分等取消請求事件

更 正 決 定

原 告
同代表者代表取締役
訴訟代理人弁護士
補佐人税理士
被 告
同代表者法務大臣
処分行政庁
指定代理人



大 澤 久 志
下 宮 憲 二
金 氣 仁 史
国
小 泉 龍 司
広島東税務署長
高 部 統 光
松 原 康 隆
松 本 拓 也
村 岡 恭 子
赤 代 道 郎
藤 山 由 三 江
山 口 昌 則


上記当事者間の頭書事件について、令和6年1月10日に当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権により次のとおり決定する。


主 文

上記判決の36頁を別紙1（更正箇所は下線部の部分）のとおり、同判決の37頁を別紙2（更正箇所は下線部の部分）のとおりそれぞれ更正する。

令和6年1月19日

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大 浜 寿 

裁判官 長 谷 川 健 太 

裁判官 森 谷 謙 太 

別表 3-1

裁判所認定額の内訳表 (本件課税期間に係る消費税等の合計税額)

項 目	順 号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
課税標準額 (②+③)	①	0	763,540,000	62,283,000	825,823,000
本件消費税申告書に記載された課税売上額	②	0	763,540,079	62,283,272	825,823,351
本件各金員の額	③	0	0	0	0
課税標準額に対する消費税額 (①×6.3%又は6.24%又は7.8%)	④	0	47,644,896	4,858,074	52,502,970
控除対象仕入税額 (別表 2-2 の⑬)	⑤	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085
納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	0	4,549,663	989,222	5,538,800
既に納付の確定した消費税額	⑦				5,538,800
差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧				0
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑥)	⑨	0		5,538,865	5,538,800
納付すべき譲渡割額 (⑧×17/63又は22/78)	⑩	0		1,562,225	1,562,200
既に納付の確定した譲渡割額	⑪				1,562,200
差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫				0
消費税等の合計税額 (⑧+⑫)	⑬				0

(注1) 順号①の金額は、通則法118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注2) 順号⑥及び⑨の「合計」欄の金額は、通則法119条1項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注3) 順号⑩の「合計」欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 3-2

裁判所認定額の内訳表 (控除対象仕入税額)

(単位:円又は%)

項 目	順 号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
課税資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	①				825,823,351
本件消費税申告書に記載された課税資産の譲渡等の対価の額	②				825,823,351
本件各金員の額	③				0
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	④				825,823,418
本件消費税申告書に記載された資産の譲渡等の対価の額	⑤				825,823,418
本件各金員の額	⑥				0
課税売上割合 (①/④)	⑦				99.9993864
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	0	745,879,477	54,560,807	800,440,284
課税仕入れに係る消費税額 (⑧×6.24/108又は7.8/110)	⑨	0	43,095,258	3,868,857	46,964,115
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩+ (⑨×⑦))	⑩	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑪	0	39,284,308	3,232,634	42,516,942
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑫	0	3,810,949	636,222	4,447,171
控除対象仕入税額 (⑩)	⑬	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085

(注) 順号⑬の「合計」欄の単位のみである。

これは正本である。

令和6年1月19日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

佐々木 龍平

